

衆議院議員総選挙

公示日 十月二十八日(火)
投票日 十一月九日(日)

最高裁判所裁判官国民審査

公示日 十一月二日(日)
投票日 十一月九日(日)

十一月九日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

大切な権利を放棄することなく、必ず投票に行きましょう。

同選挙では、小選挙区選挙と比例区選挙および最高裁判所裁判官国民審査の三種の投票をしていただきます。

小選挙区選挙

候補者名一人を書いて投票してください。

比例区選挙

政党名などの名称を一つ書いて投票してください。

最高裁判所裁判官国民審査

やめさせたい人の上欄に×印をしてください。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、平成十五年七月二十七日までに、土岐市の住民基本台帳に登録されている方で、昭和五十八年十一月十日以前に生まれた方です。

平成十五年七月二十八日以降に他市町村から土岐市へ転入された方は、前住所地の投票所で投票してください。

市内転居された方

十月十四日までに転居届を

出された方は、新住所地の投票所で、十月十五日以降に転居届を出された方は、前住所地の投票所で投票してください。

不在者投票

不在者投票は、衆議院議員総選挙は十月二十八日(火)から、最高裁判所裁判官国民審査は十一月二日(日)からです。

詳しくは、市選挙管理委員会(内線410・411)へどうぞ。



貴重な文化財を守りたい

十一月一日(土)～七日(金)は

文化財保護強調週間です

十一月三日の

「文化の日」を

中心に、「教育・

文化週間」の一

環として、文化

財の保護やその

大切さを見つめ

直そうという週

間です。



元屋敷陶器窯跡

土岐市には、国指定史跡「元屋敷陶器窯跡」や「乙塚古墳附段尻巻古墳」、天然記念物「白山神社のハナノキ・ヒトツバタゴ」など、多くの文化財があります。

私たちの身近にある大切な文化財。この貴重な私たちの財産を後世に残し、伝えるため、これを機にその大切さについて考えてみませんか。



乙塚古墳



段尻巻古墳